

中村学園大学(含む短期大学部)特別給付奨学生規程

平成 28 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、中村学園大学(含む短期大学部)(以下「本学」という。)に在籍する学生のうち、生計を維持する者の家計が急変し、経済的理由のため修学が困難となった者に対し、授業料の一部を奨学金として給付することにより学業の継続を図り、併せて社会に有為な人材の育成に資することを目的とする。

(奨学金)

第 2 条 奨学金は、中村学園特別奨学基金より生ずる果実を以てこれに充てる。

(対象)

第 3 条 奨学金を受けられる者(以下「奨学生」という。)は、人格良好な本学学生で、学業の継続が見込まれ、かつ、生計を維持する者の家計急変により納付金の納付が困難と認められる者とする。

(対象の範囲)

第 4 条 奨学生は、中村学園大学(含む短期大学部)に在籍する者とする。ただし、大学院生は含めない。

(奨学生の数)

第 5 条 奨学生数は、選考の結果その都度決定する。

(申請書類)

第 6 条 奨学金を希望する学生は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学金申請書
- (2) 家計急変を証明する書類
- (3) 所得に関する証明書
- (4) その他学生部が求める証明書及び書類

(選考基準)

第 7 条 選考基準は次のとおりとする。

- (1) 生計を維持する者の失職、破産、事故、病気、死亡、災害等により家計が急変したことを証明できること。
- (2) 原則として、申請時における総合 GPA が下位 20%以下に該当せず、かつ、原級留置が確定していないこと。
- (3) 学則による懲戒処分を受けていないこと。
- (4) 指導主任による意見書を考慮する。

(選考)

第 8 条 奨学生の選考は学生委員会が行う。

2 学生委員長は、学生委員会の議を経て、学長に奨学生を推薦する。

(決定)

第9条 学長は、前条の推薦に基づき、奨学生を決定する。

2 奨学生が決定したときは、学生部から当該学生に通知書を交付する。

(給付額)

第10条 奨学金は、当該年度の授業料の2分の1相当額を給付する。ただし、すでに納付済の授業料については奨学金支給の対象としない。

(給付期間)

第11条 奨学金の給付期間は、当該年度限りとする。ただし、希望する場合は次年度以降も出願できるものとする。

(給付方法)

第12条 奨学金は、奨学生名義の銀行口座へ振り込む。ただし、入金後、すみやかに納付金納入の手続きを行わなければならない。

(取り消し)

第13条 奨学生が次の各号に該当すると認められる場合、奨学生の決定を取り消すことがある。

(1) 学則による退学、除籍若しくは停学の処分を受けたとき。

(2) 本人から辞退の申出があったとき。

(3) 申請書類に不備又は虚偽の記入があったとき。

(返還)

第14条 奨学生は、奨学金返還の義務を要しない。ただし、前条により決定の取り消しを受けた者には、既に給付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることがある。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、学生部が担当する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。